不正 競争防止法等の一部を改正する法律 新旧対照条文 傍線部分は改正部分)

新旧対照条文一覧

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(第一条関係)

法 (昭和三十四年法律第百二十一号)(第二条関係)

実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) (第三条関係

意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号) (第四条関係)

商標 法 (昭和三十四年法律第百二十七号) (第五条関係)

著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) (第六条関係)

弁理士法 (平成十二年法律第四十九号) (第七条関係)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成十一年法律第百三十六号) の読替規定

不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)(附則第七条関係) 平成五年旧実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) (附則第六条関係

裁判所法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第百二十号) (附則第八条関) 係

民事訴訟費用等に関する法律 (昭和四十六年法律第四十号) (附則第九条関係)

商標法の一 部を改正する法律 (平成三年法律第六十五号) (附則第十条関係

商 標法等の一部を改正する法律 (平成八年法律第六十八号) (附則第十一条関係

民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) (附則第十二条関係

組 織的 な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成十一年法律第百三十六号) (附則第十三条関係)

犯 罪 の 玉 際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するため の刑法等の 一部を改正する法律

平成十七年法律第 号) (附則第十四条関係

附則第四

I条関 係

不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (第一条関係)

益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利(損害賠償)	(略)	がいっ がいて、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいる。 「一で、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいる。」とは、他人の商品の形態に依め、 一が部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、 とは、需要者が通常の用法	2・3 (略)	四~十五 (略)	為 (定義) (定義) (定義)	改正案
益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに第四条(故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利(損害賠償)	4~8 (略)		2・3 (略)	四~十五 (略)	(定義) 「しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為 「大学のでは、)の形態(当該他人の商品と同種の商品(目種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品と同種の商品(目種の商品で、)の形態(当該他人の商品と同種の商品(で、)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡したものを除く。)の形態(当該他人の商品と同種の商品(で、)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡したものを除く。)の形態(当該他人の商品と同種の商品(で、)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡したものを第二条。この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを第二条。この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを第二条。この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを第二条。この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを第二条。この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものを	現行

については、この限りでない。 消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が

第六条 (略)

第七条 (略)

第八条

略

第九条 (略)

(秘密保持命令)

を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 せいる は補佐人に対し、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人できる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人は、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密に係るこの項の規定による命は補佐人に対し、当該営業秘密に係るこの項の規定による命じる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合にがる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合にがる事由のいずれにも該当するごとにつき疎明があった場合にがる事由のいずれにも該当する営業秘密について、次に掲訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲出を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面は取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しく既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の

された書類又は第六条の七第四項の規定により開示された書は取り調べられるべき証拠(第六条第三項の規定により開示保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しく

ついては、この限りでない。 滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害に任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消

第五条の二 (略)

第六条 (略)

第六条の二 (略)

第六条の三 (略)

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の 秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 人又は補佐人に対し、当該営業秘密に係るこの項の規定により、分の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定により、外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定によらができる。ただし、当該営業秘密に係るこの項の規定によらができる。ただし、当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、子の申立ての時までに当事者等、訴訟代理合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理合には、当事者の利益の侵害に係る訴訟に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 (秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 (秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 (秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。 (秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

	五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲一〜四 (略)
しない。 正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用 る部分を除く。)及び第十五条の規定は、次の各号に掲げる不	は、適用しない。 掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為について 号に係る部分を除く。)及び第二十二条の規定は、次の各号に
715	第十五条まで、第二十一条(第
(適用除外等)	(適用除外等)
第十一条 (略)	第十八条(略)
第十条(略)	第十七条(略)
第九条(略)	第十六条(略)
第八条 (略)	第十五条(略)
第七条(略)	第十四条(略)
第六条の七(略)	第十三条(略)
第六条の六 (略)	第十二条(略)
第六条の五(略)	第十一条(略)
2~5 (略)	2~5 (略)
二 (略)	
こと。 面を含む。) の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれる	と。 の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれるこ

げる行為

輸出し、又は輸入する行為

 $\overline{\mathcal{H}}$

2 (略) 六・七 (略)

第二十条(略)

(罰則)

| 役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二十一条| 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲

(略)

- 〈各〉 (略

2 (略)

第十三条 (略)

| 又は三百万円以下の罰金に処する。| 第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役| (罰則)

(略)

に掲げる者を除く。) 「は数量について誤認させるような虚偽の表示をした者 (前号法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しく書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる

四~六 (略)

前号に掲げる者を除く。) (係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(業者であって、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役、営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、

開示した者(第六号に掲げる者を除く。)を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は一番であって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業をであって、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業を受けて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業を受けて、不正の競争の目的で、その在職中に、その営業を受けて、の党権を受けて、の対象を保有者から示されたその役員又は従業者であった。

使用し、又は開示した者に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を取得して、その営業秘密を取得して、その営業秘密を

十 (略)

に処し、又はこれを併科する。 争を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競

3

第一項第四号から第十号までの罪は、告訴がなければ公訴を

日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外若しくは管理侵害行為があった時又は保有者から示された時に4.第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為」提起することができない。

おいてこれらの罪を犯した者にも適用する。

六 営業秘密を

く。~ の営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、そ又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業者であって、不正又はこれらに準ずる者をいう。)又は従業者であって、不正執行役、業務を執行する無限責任社員、監事若しくは監査役善営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、「営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、「

七二第九条、第六の二(略)

第九条、第十条又は第十一条第一項の規定に違反した者

を提起することができない2.前項第三号から第六号の二までの罪は、告訴がなければ公訴

条の罰金刑を科する。 | への法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 | 第二十二条

一前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号三億円以

万円以下の罰金刑二が余第一項第四号、第五号、第九号又は第十号の一億五千下の罰金刑

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

する。 対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものと対してした告訴は、当該行為者に対力を生じ、その法人又は人には、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項の告訴2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第

削則

、適用しない。 の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律

一 (略)

3 第一項第七号 (第十一条第一項に係る部分に限る。) の罪は

第一項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第三条の例に従う。

一 前条第一項第一号、第二号又は第七号 三億円以下の罰金の罰金刑を科する。

刑

前条第一項第六号の二の一億円以下の罰金刑

行為者に対しても効力を生ずるものとする。しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該六号の二の罪に係る同条第二項の告訴は、その法人又は人に対2.前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第2

附則

、適用しない。 の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律

一 (略)

一 (略)

·二 (略)

ては、なお従前の例による。 えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについ第五条 新法第七条の規定は、この法律の施行後に提起された訴|

する行為については、適用しない。の(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続法第二条第一項第二号又は第十三号に掲げる行為に該当するも弟六条 新法第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した新

みなす。 項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者と、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三で又は第四条丿二に規定する許可を受けている者は、それぞれ3七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項ま

_ 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの

三 (略)

一・二 (略)

ては、なお従前の例による。 えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについ第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴

を継続する行為については、適用しない。するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)第二条第一項第二号、第三号又は第十三号に掲げる行為に該当第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法

す。

「おのは第十条ただし書に規定する許可を受けた者とみなただし書又は第十条ただし書、第二項ただし書若しくは第三項、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項で又は第四条ノニに規定する許可を受けている者は、それぞれ第七条(この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項ま

これ。 四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用し第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第

| 大学学院 | 大学が | 大学が

ては、適用しない。三条第二号に掲げる行為に該当するものを継続する行為につい及び第二十二条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第十条(第一項第十一号に係る部分を除く。)

条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しな第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四

ものを継続する行為については、適用しない。 若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関 間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き 間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き 間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民 間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民 間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民 間国際機関類似標章(旧法第四条ノニに規定する政府 第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条

適用しない。 三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、第十五条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第第十条 新法第十四条(第一項第七号に係る部分を除く。)及び

特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) (第二条関係)

2 (略) は三百万円以下の罰金に処する。 は三百万円以下の罰金に処する。 第二百条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又(秘密保持命令違反の罪)	
2~5 (略) (略) (略) ていた場合は、この限りでない。	2~5 (略) (略) (略) ていた場合は、この限りでない。
の音には係該しに四種で裁す	の書では係該 に同律を裁令
現行	改正案

2		_		第二	$\overline{}$
(略)		第百九十七条又は第百九十八条 一億円以下の罰金刑	第百九十六条又は前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑	百一条 (略)	両罰規定)
2 (略)	の罰金刑		第百九十六条 一億五千万円以下の罰金刑	第二百一条 (略)	(両罰規定)

実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)(第三条関係)

2 (略) 三 (略) 三 (略) 三 (略) 一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑 (両罰規定)	用する。 (秘密保持命令違反の罪) 用する。 同の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適 は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (秘密保持命令違反の罪)	改正案
2 (略) 「	2 (略)	現

意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号) (第四条関係)

1	(証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求)	改正案
2 (略)	(証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求) (証明等の請求)	現

2 (略)	三 (略)	第六十九条 一億円以下の罰金刑	一前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑	第七十四条 (略)	(両罰規定)
2 (略)		一 第六十九条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑		第七十四条 (略)	(両罰規定)

商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) (第五条関係)

含む。)による命令に違反した者は、 三年以下の懲役又は三百四第一項の規定(第十三条の二第五項において準用する場合を第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の(秘密保持命令違反の罪)	含む。)による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは 四第一項の規定(第十三条の二第五項において準用する場合を 第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の (秘密保持命令違反の罪)
2・3 (略) 二・三 (略)	2・3 (略) 二・三 (略)
(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二合を含む。)、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十	(第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二合を含む。)、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十
余第一項(第六十八条第四項において準持する必要があると認めるときは、この	一 第四十六条第一項(第六十八条第四項において準用する場)。
ことができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長た部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製し登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲	ことができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長 た部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する 覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製し 登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲
第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章(証明等の請求)	第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章(証明等の請求)
現	改正案

2 (略)	二(第七十九条又は第八十条)一億円以下の罰金刑(一)第七十八条又は前条第一項)一億五千万円以下の罰金刑(第八十二条 (略)	(両罰規定)	3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適	2 (略)	五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 (略)	二 第七十九条、第八十条又は前条第一項 一億円以下の罰金 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑	第八十二条 (略)	(両罰規定)		2 (略)	万円以下の罰金に処する。

著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) (第六条関係)

第百二十三条(第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、	2 前項の罪は、国外において同項の罪を犯した者にも適用する役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲	2~5 (略)二 (略) 限りでない。	事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面のい旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当	の項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならなの追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこ		受用がありに場合には、治理者の目がれにも該当することにつき 一十五)第二系第プロド共気でで言葉和語でいて、以上にし	十七号)第二条第六頁に現定する営業必密にいう。以下司ご。事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四	演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当第百十匹条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実	令)	改正案	
第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、	役又は三百万円以下の罰金に処する。 第百二十二条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲	2~5 (略) (略) 限りでない。	事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の い旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当	の項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならな の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこ				演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当 第百十匹条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実	保持命令)	現	

三二第百二十二部分を除く。	(略) 第百十九
第百二十四条 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) お百二十一条の二並びに前条の罪は、告訴がなければ公訴を提	第百二十四条 (略) 2 (略) 2 (略) 第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公 第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公

弁理士法 (平成十二年法律第四十九号) (第七条関係)

改正案	現行
(業務)	(業務)
第四条(略)	第四条 (略)
2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、	2 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、
│ 次に掲げる事務を行うことを業とすることができる	次に掲げる事務を行うことを業とすることができる
	一 (略)
二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正	二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争
競争に関する事件又は著作物(著作権法(昭和四十五年法律	に関する仲裁事件の手続(これらの事件の仲裁の業務を公正
第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。	かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産
以下同じ。)に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手	業大臣が指定するものが行う仲裁の手続(当該手続に伴う和
続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十	解の手続を含む。) に限る。) についての代理
六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手	
続をいう。以下この号において同じ。) であって、これらの	
事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うこと	
ができると認められる団体として経済産業大臣が指定するも	
のが行うものについての代理	
3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用	3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用
いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路	いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路
配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買	配置若しくは著作物 (著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号
契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の代理若し) 第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。) に関する権
くは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業と	利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関す
することができる。ただし、他の法律においてその業務を行う	る契約その他の契約の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに
ことが制限されている事項については、この限りでない。	関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他
	の法律においてその業務を行うことが制限されている事項につ
	いては、この限りでない。

(欠格事由)

わらず、弁理士となる資格を有しない。第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかか

·二 (略)

(欠格事由)

わらず、弁理士となる資格を有しない。第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかか

一・二 (略)

がなくなった日から三年を経過しない者 がなくなった日から三年を経過しない者 第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せら第一項若しくは第五十二条の一項配置に関する法律第五十一条第一項に係る部分に限る。)の罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項第一号から第六号まで若しくは第三項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)若は第三項(関税法第百九条第二項に係る部分に限る。)若は第二項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せら第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せら第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に処せら第一項に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に拠る。)若は第五号に係る部分に限る。)若は第五号に係る部分を除く。)の罪を犯し、罰金の刑に拠せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者が、関税法(昭和二十九年法がなくなった日から三年を経過しない者

~十 (略)

(略)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の読替規定(附則第四条関係)

改正案	現行
2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう 2第二条 (略) 第(定義)	2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう第二条 (略) (定義)
(略)	一・二 (略)
見り望えてもに系る司法第二十一条第一頁第十一号(小国公三) 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十八条第一	更见量文于高二系名司去第十四条第一頁第二号(小国公务員)三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十一条第一
務員等に対する不正の利益の供与等)の罪の犯罪行為(日本	
国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行わ	でした行為であって、当該行為が日本国内において行われた
れたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法	としたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令に
令により罪に当たるものを含む。) により供与された財産	より罪に当たるものを含む。) により供与された財産
四 (略)	四 (略)
3~7 (略)	3~7 (略)

平成五年旧実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)(附則第六条関係)

不正競争防止法の一部を改正する法律 (平成十五年法律第四十六号) (附則第七条関係)

	留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用し地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を	絵	こま	第二条(この去聿こよる改正後の不正競争防止去第九条の規定は(経過措置)	附則	改正案
しない。	利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権	裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決	定は、	第二条(この去聿こよる改正後の不正競争防止去第六条の三の規(経過措置)	附則	現行

裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)(附則第八条関係)

十二条までの規定 (特許法等の一部改正に伴う経過措置) 十二条までの規定による改正後の不正競争防止法第十条から第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴を上事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結し第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結し解 別 則	改正案
と第六条の六までの規定 (特許法等の一部改正に伴う経過措置) (特許法等の一部改正に伴う経過措置) (特許法等の一部改正に伴う経過措置)	現

民事訴訟費用等に関する法律 (昭和四十六年法律第四十号) (附則第九条関係)

による申立て、著作権法百五条の五第一項の規定 特許法(昭和三十四年法項の規定による申立て、 審判法第十五条の六の規判を求める申立て、家事 進のための特定調停に関 十八号)第百十四条の六(昭和四十五年法律第四 条の四第一項若しくは第 律第百二十一号) 第百五 百九号)第三十九条第一 訟法(平成十五年法律第 する法律第七条第一項若 三項若しくは第十七条第 規定による申立て る申立て又は不正競争防 第一項若しくは第百十四 定による申立て、人事訴 若しくは続行を命ずる裁 る民事執行の手続の停止 しくは第十一条第 止法 (平成五年法律第四 条の七第一項の規定によ しくは第二項の規定によ 一項の規定による申立て 十七号) 第十条第一項若 特定債務等の調整の促

特許法 (昭和三十四年法 百九号)第三十九条第一訟法(平成十五年法律第 定による申立て、人事訴 判を求める申立て、家事 若しくは続行を命ずる裁 する法律第七条第一項若 進のための特定調停に関 三項若しくは第十七条 止法 (平成五年法律第四 る申立て又は不正競争防 条の七第一項の規定によ 第一項若しくは第百十四 による申立て、著作権法百五条の五第一項の規定 条の四第一項若しくは第 律第百二十一号)第百五 項の規定による申立て、 審判法第十五条の六の規 る民事執行の手続の停止 しくは第二項の規定によ 項若しくは第六条の五第 十七号) 十八号) 第百十四条の六 (昭和四十五年法律第四 項の規定による申立 特定債務等の調整の促 の規定による申立て 第六条の四第

- 83 -

(略)	一八:一九 (略)	へ・ト (略)
(略)	一八:一九 (略)	へ・ト (略)

商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)(附則第十条関係)

	第十一条削除	附 則	
			改
			正
			案
は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用して他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三項、第二条第一項が、第五条のは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三項、第五条の二から第一項に係る商標権者又は可以上の登録商標の使用して他の登録商標の使用して他の登録商標を使用して他の登録商標を使用して他の登録商標の使用した商品を譲渡し、記述を表示を使用しての商品等表示を使用した商品を譲渡し、記述を表示を使用しての登録商標を使用して他の登録商標を使用して他の登録商標を使用して他の登録商標の使用して他の登録商標のに係る商標権者、専用使用権者又を担めいは、それらの登録商標を使用しての登録商標のでは、第二条第一項、第二条第二系列。第二条第二条第二条第二系列。第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第		(不正境争防上去の適用)附別	現行

条第一 権者」と、 れるおそれがあると主張する者」とあるのは「 条第一項第一号から第九号まで又は第十五号に掲げる不正競争 標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同条第一項中「第一 者又は専用使用権者の」と、 び第七条中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権 登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及 るおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の 第六条第一 れがあると主張する他の登録商標に係る商標権者又は専用使用 項第一号、 あり、 を行う能力」とあるのは「使用の能力」と、同条第三項中「第 に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものをい の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動 条第一 号中「 |条第一項第一号から第九号まで、第十二号又は第十五号」と て同じ。 同項第四号から第九号までに掲げるものにあっては、技術ト 規定中「 とあるのは「他の登録商標」と、 第十三号及び第十五号」とあり、同項第二号中「第二条第 の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、 号に掲げる不正競争」と、「当該物に係る販売その他の行為 同法第十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号、第二号 項第一 同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり に関するものに限る。)」とあるのは「第二条第一項第 項 第 第二条第一項第一号又は第十三号」とあるのは「第1 侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商 第二号及び第十五号」とあり、及び同法第十四条第 項及び第三項並びに第六条の二から第七条までにお 同法第七条中「害された者」とあるのは「 ر ج 号と、 一号中「 同条及び同法第十二条第二項中「侵害され 商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを 同法第五条第三項第一号中「商品等表示 同法第五条第一項から第三項まで 同法第五条の二中「侵害さ 侵害されるおそ 害された 同法第十

原料又は材料とする物の原産地の名称であって、 的でなく使用した商品を譲渡し、 務を提供する行為を含む。 は電気通信回線を通じて提供する行為(同号に掲げる不正競争 譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しく 為を含む。 くは電気通信回線を通じて提供する行為 (同項第十三号及び第 る方法で使用し、 使用し、 は類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「 と総称する。)」とあるのは「営業の普通名称又は同一若しく 営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」 0 自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し るのは「 でなく使用する行為」と、 通じて提供する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的 商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表 とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、 商標が」と、「 商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」 の場合にあっては、 の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、 に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行 十五号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通 示を不正の目的でなく使用し、 のために展示し、 たものを除く。 同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録 譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若し 営業」 若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられ)」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己 بح 若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し 自己の氏名を不正の目的でなく使用して役 若しくは同一若しくは類似の商品若しくは 輸出し、 同項第)」とあるのは「使用する行為」と 同条第一 一号中「 輸入し、 又はその商品等表示を不正の目 引き渡し、 項中「 自己の氏名を使用する者 若しくは電気通信回線を 引き渡し、 商品又は営業」とあ 譲渡若しくは引渡 普通名称とな 譲渡若し

2 似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者 (そ 線を通じて提供する者を含む。)」とあるのは「自己の氏名を 係る業務を承継した者」とする。 回線を通じて提供する者を含む。)」とあるのは「登録商標に の商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若 は類似の表品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類 使用する者」と、 くは引渡しのために展示し、 しくは引渡しのために展示し、 同項第二号中「他人の商品等を表示と同一又 輸出し、 輸出し、輸入し、又は電気通信 輸入し、 又は電気通信回

準用する。 前項における「登録商標の使用」には、 前条第二項の規定を

商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)(附則第十一条関係)

4.5 (略)	一項の規定の適用については、通常使用権者とみなす。 。以下「平成三年改正法」という。)附則第九条及び第十条第 立びに商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号 た場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項 2 (略) 第五条 (略) (団体商標についての経過措置)	改正案
4・5 (略) とみなす。	項及び第十一条第一項の規定の適用については、通常使用権者。以下「平成三年改正法」という。)附則第九条、第十条第一た場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項を場合においては、当該法人の構成員は、附則第十一条第二項第五条 (略) (団体商標についての経過措置) (団体商標についての経過措置)	現行

民事訴訟法 (平成八年法律第百九号) (附則第十二条関係)

2~5 (略) 言金されていること	2~5 (略) : : :::::::::::::::::::::::::::::::
記録されていること。	記録されていること。
第一項第三号及び第二項において同じ。) が記載され、又は	第一項第三号及び第二項において同じ。) が記載され、又は
第二条第四項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二	第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二
訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法	二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法
一 (略)	一 (略)
当事者に限ることができる。	を当事者に限ることができる。
記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を	密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者
その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製 (以下「秘密	、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘
該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、	当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写
所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当	判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中
第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判	第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁
(秘密保護のための閲覧等の制限)	(秘密保護のための閲覧等の制限)
	Ī
見	女 E 案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)(附則第十三条関係)

Tan Ta	(定義) (定義) (定義) (定義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で義) (で	改 正 案
(同法第十一条第一項の違反行為に係るものに限る。)項第七号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十四条第二(第二条、第十三条関係)	ロ 別表第二第十九号に掲げる罪 (定義) (定義)	現行

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第

第十四条関係

附

則

改 正 案

第四条 別表に掲げる罪を除く。) の犯罪行為 (日本国外でした行為で 罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。 の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において 財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律 ものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た れらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たる あって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこ 号に掲げる罪(第三条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法 処罰法第二条第二項第一号ロ又は別表第一第四号若しくは第五 益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪 及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利 これらの財産は、 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、 第三条の規定による改正後の組織的犯罪処 第十条 第四条

附

現

行

号

(附則

本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行わの組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。) の犯罪行為 (日 処罰法第二条第二項第一号口、 産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する 犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財 令により罪に当たるものを含む。) により生じ、若しくは当該 又は別表第二第十九号に掲げる罪(第三条の規定による改正前 益を得る目的で犯した第三条の規定による改正後の組織的犯罪 正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみな 。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改 れたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法 及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条 別表第一第四号若しくは第五号